

## 可視化時代の弁護実践

取調べの可視化実現大阪本部 委員 我妻 路人

### 第1 はじめに

本稿では、大阪弁護士会取調べの可視化実現本部が研修で推奨してきた「可視化時代の弁護実践」が功を奏し、嫌疑性なしとして家裁送致されずに不起訴となった強盗致傷・監禁被疑事件（少年事件）を紹介したい。

### 第2 事案の概要

いわゆる美人局の事案である。我々の依頼者Xさん（女性）は、「男と共謀して、出会い系サイトを利用して男性を呼び出したうえで、共犯者の男が呼び出された男性に暴行して現金を強取した」として逮捕された。

Xさんは、共犯者の男に利用されて男性を呼び出しはしたが、暴行することや現金を奪うことは全く知らなかった。しかし、捜査機関は、Xさんと男の間には暴行や現金強取の共謀があるとみて、Xさんを厳しく追及した。

被疑者が少年であり、裁判員裁判対象事件でもある本件は、任意捜査段階から、取調べの全過程が録音・録画されていた。Xさんに対して、不当な取調べが行われたことから、我々弁護人は、厳重な抗議をするとともに、録音・録画を利用して、不当な取調べ手法が使われた事実を録画に残した。

Xさんは家裁送致すらされることなく、勾留満期で処分保留釈放され、最終的には不起訴となった。

以下では、取調べに向けたアドバイス、違法・不当な取調べに対する対応などを中心に報告したい。

### 第3 弁護活動

#### 1 複数選任をしたうえでの連日接見

被疑事実に強盗致傷があったことから、ただちに複数選任の申立てをした。否認の少年事件であったことから、連日の接見態勢を組み、毎日どちらかの弁護人が接見するようにした。その際、明日は何時頃に接見に行けるかもと具体的に伝えるように心がけた。

#### 2 弁護方針

当初は、黙秘を勧めた。共謀を否定するXさんの言い分が合理的であるかどうかを確認するために、まず弁護人がXさんの供述を聴き取る必要があったからだ。連日の接見で聴取したXさんの言い分には合理性があった。客観証拠との符合も確認できた。少年審判に移行する可能性は十分に予想され、不用意に重大事件に巻き込まれたことは率直に反省していることを示しておく必要もあった。本人が弁護人のアドバイスを十分理解して、話すべきことを話せるタイプであることも考慮して、勾留5日目からは言い分を供述してもらうようの方針を変えた。

#### 3 取調べに向けたアドバイス

警察官は、Xさんに不利に見える事実を突きつけて、共謀はあるという見方を押しつけようとした。しかし、それまでの聴き取りで、Xさんの言い分を裏付ける客観的事実があるエピソードもあったことから、裏付けのあるエピソードは取調べの時に供述するようにアドバイスをした。

#### 4 可視化制度の潜脱への対抗

勾留開始直後、Xさんから驚くべきことを聞かされた。Xさんが取調べで黙秘をすると、取調官は、取調室から留置施設に移動する間のエレベーターのなかで、「黙秘は悪いことをした人がすること」と発言したというのだ。恐れていたことが現実起きた。取調室内の全過程が録音・録画されたとしても、映らないところで黙秘権侵害や任意性ない供述の強要が行われる可能性はあるのだ。

取調べの可視化制度を潜脱する行為を放置することはできない。我々は、取調中に、エレベーターでのやり取りをXさんに話してもらい、それを録画させることにした。取調官が「そんな発言はしていない」などと言って言い逃れすることも考え、その話題を出すタイミングも含めてアドバイスした。Xさんには、初回接見のなかで、録音・録画制度について時間をかけて説明しており、接見のたびに、取調べが録音・録画されて

いたかを確認した。我々の問題意識を理解していたXさんは、取調べのなかで、エレベーターの中での出来事を話す重要性をよく理解してくれた。

翌日、Xさんは「うまく言えた」と少し誇らしげに様子を話してくれた。Xさんが、「昨日エレベーターの中で『黙秘は悪いことをした人がすることだ』と言われました。私は悪いことをしていないから、話すことにします」と言うと、不意をつかれた取調官は大慌てで「そんなつもりで言ったのではない」と言い訳を始めたのだという。その様子は、すべて録音・録画されていたはずである。

取調室内では、ほかにも違法・不当と考えられる行為が数多く行われていた。我々は、こうした状況を踏まえて、違法な取調べに抗議するとともに、取調室外で被疑者に働きかけることは、取調べの適正を目的とする録音・録画制度を潜脱する行為であると書面で抗議した。抗議書は、検察官、警察署長、取調べ担当警察官にそれぞれ送付した。

## 第4 おわりに

勾留満期にXさんは処分保留で釈放され、その後、嫌疑なしで不起訴となった。

我々は、被疑事実についての共謀はないとはいえ、被

害者男性を呼び出すなどの準備行為にかかわっているXさんが、最終的に家裁送致される可能性があることを踏まえて活動しなければならないと考えていた。家裁送致されなかった要因の1つには、違法・不当な取調べが行われたことが録音・録画されていたこと、そのことを捜査機関に知らせたことがあるようにも思われる。

今回はっきりと分かったことが3つある。

1つは、録音・録画がされていても我々の依頼者は未だに違法・不当な取調べにさらされているということだ。特に、録音・録画がされていない場面で違法・不当な行為が行われうることを意識しなければならない。

2つめは、違法・不当な取調べに対して闘うことで取調べが適正化され得ることである。たとえ録音・録画がされていても、問題のある取調べに対して抗議しなければ違法・不当な取調べは是正されない。

そして3つめは、可視化時代に対応した弁護実践とその研修が必要だということだ。依頼者に録音・録画制度の趣旨をどう説明すべきか。有利な事実をどのタイミングで供述させるべきか。不利な供述をどのようにリカバリーするか。可視化時代で必要とされる弁護技術を身に付けることが不可欠だ。

取調べの可視化制度は、取調べを適正化するのか。それは、我々の弁護実践にかかっている。

## Column

### 接見のツボ教えます ～新人弁護士の悩みに 答えるQ&A (第1回)



取調べの可視化実現大阪本部 事務局次長 水谷 恭史

**弁**護士実務を学ぶ最大の機会は、経験豊かな弁護士と一緒に仕事をすること。六法や基本書に書いていないけど、実務に不可欠の知識や技術は山ほどあります。経験に基づくノウハウを駆使して活躍する先輩弁護士の姿は、弁護実務の最良の教科書です。しかし…被疑者・被告人との接見は1人で行うことが多いもの。ベテラン弁護士の接見を観察する機会はそうそうありません。とはいえ、バッジを着けて接見室に入れば、たとえ初接見でも、一人前の弁護人としての判断と振舞いが求められます。このコーナーでは、刑事弁護に携わる弁護士の誰もが悩んできたあんな問題、こんな問題に、取調べの可視化実現大阪本部に所属するベテラン・中堅弁護士が答えます。

**Q** 当番出動で面会した被疑者から、自宅にいるペットの世話を頼まれました。私も犬好きなのでなんとかしてあげたいのですが、ペット禁止の賃貸マンション住まいでどうにもなりません。事務所で預かるわけにもいかないし…

**A** ペットの面倒を見てくれそうな身内や知人の連絡先を教えてもらい、急いで相談しましょう。被疑者が電話番号を忘れていても、警察署の留置施設なら、留置管理係が保管している被疑者の携帯電話の宅下げを受け、登録されている電話番号を確認できる場合があります。携帯電話が押収されていても、捜査主任と交渉すれば、親族の連絡先程度なら教えてくれるときもあります。協力してくれる親族や知人が見つからない場合…悩ましいですが、被疑者がある程度お金を持っているなら、ペットホテルなどの業者を仲介してあげるのも1つの方法です。また、ペットの里親ボランティアなどに取り組んでいる団体を検索して、相談してみると、妙案が生まれるかもしれません。万一、ペットが死んだり、病気やけがになったときの責任を考えると、弁護人が自らペットの世話役を引き受けたり、預かったりするのとはできる限り避け、専門家の協力を仰ぐのがおすすめです。